



島根県報

平成29年7月7日（金）

第2,918号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	（ " ）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の名称変更の届出	（ " ）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（ " ）	3
生活保護法の規定による指定介護機関の名称変更の届出	（ " ）	3
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（中 小 企 業 課）	4

【特定調達公告】

島根県立中央病院統合情報システム機器・機能更新業務に係る随意契約の相手方等	（病 院 局）	5
車両捜査支援システム賃貸借契約に係る一般競争入札の落札者等	（警 察 本 部）	5

【雑 報】

平成29年度高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験の実施	（消 防 総 務 課）	6
平成29年度液化石油ガス設備士試験の実施	（ " ）	7

告 示

島根県告示第380号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成29年7月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
大輪町薬局	松江市大輪町392-44	平成29年5月1日
胃腸科内科田中医院	松江市宍道町宍道946番地1	平成29年4月17日
ファーマシィ薬局益田センター	益田市乙吉町イ103-1	平成29年6月1日
おれんじ薬局	松江市上乃木九丁目1647番3	平成29年5月1日
訪問看護ステーション 碧	大田市久手町刺鹿1831	平成29年5月15日
医療法人社団 内海皮フ科医院	松江市大正町442-17	平成29年6月1日

島根県告示第381号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成29年7月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
社会福祉法人 雲南市社会福祉協議会	雲南市三刀屋町三刀屋1212-3	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護事業所ふれあいセンター	雲南市掛合町入間482番地3	平成29年4月1日
社会福祉法人 雲南市社会福祉協議会	雲南市三刀屋町三刀屋1212-3	介護予防小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護事業所ふれあいセンター	雲南市掛合町入間482番地3	平成29年4月1日

島根県告示第382号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成29年7月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称		所在地	変更年月日
変更前	変更後		
ファーマシィひかわ薬局	ファーマシィ薬局ひかわ	出雲市斐川町直江4897-3	平成29年6月1日
ファーマシィきりん薬局	ファーマシィ薬局きりん	出雲市国富町833-12	平成29年6月1日
ファーマシィすこやか薬局	ファーマシィ薬局すこやか	出雲市塩冶町1539-60	平成29年6月1日

ファーマシくにびき薬局	ファーマシ薬局くにびき	出雲市今市町2078	平成29年6月1日
ファーマシまごころ薬局	ファーマシ薬局まごころ	出雲市武志町733-4	平成29年6月1日
ファーマシさかえ薬局	ファーマシ薬局さかえ	大田市仁摩町仁万562-1	平成29年6月1日
ファーマシ花のさと薬局	ファーマシ薬局花のさと	出雲市下古志町1125-3	平成29年6月1日
ファーマシ出雲中央薬局	ファーマシ薬局出雲中央	出雲市姫原四丁目10-2	平成29年6月1日

島根県告示第383号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成29年7月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
胃腸科内科田中医院	松江市宍道町宍道1344番地8	平成29年4月16日
医療法人 明愛会 鈴木眼科医院	江津市江津町909番地1	平成28年12月31日
医療法人社団 内海皮フ科医院	松江市大正町456-7	平成29年5月31日

島根県告示第384号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成29年7月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		変更年月日	
名称	主たる事務所の所在地		名称			所在地
			変更前	変更後		
株式会社ファーマシ	広島県福山市沖野上町四丁目23番27号	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	ファーマシひかわ薬局	ファーマシ薬局ひかわ	出雲市斐川町直江4897-3	平成29年6月1日
			ファーマシきりん薬局	ファーマシ薬局きりん		
株式会社ファーマシ	広島県福山市沖野上町四丁目23番27号	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	ファーマシすこやか薬局	ファーマシ薬局すこやか	出雲市塩冶町1539-60	平成29年6月1日
			ファーマシくにびき薬局	ファーマシ薬局くにびき		
株式会社ファーマシ	広島県福山市沖野上町四丁目23番27号	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	ファーマシまごころ薬局	ファーマシ薬局まごころ	出雲市武志町733-4	平成29年6月1日
			ファーマシさかえ薬局	ファーマシ薬局さかえ		

マシイ	野上町四丁目23番27号	介護予防居宅療養管理指導	かえ薬局	局さかえ	万562-1	月1日
株式会社ファーマシイ	広島県福山市沖野上町四丁目23番27号	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	ファーマシイ花のさと薬局	ファーマシイ薬局花のさと	出雲市下古志町1125-3	平成29年6月1日
株式会社ファーマシイ	広島県福山市沖野上町四丁目23番27号	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	ファーマシイ出雲中央薬局	ファーマシイ薬局出雲中央	出雲市姫原四丁目10-2	平成29年6月1日

島根県告示第385号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

平成29年7月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン浜田 島根県浜田市港町227番地1外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

(3) 変更しようとする事項

ア 駐車場の位置

(変更前) 650台（第二駐車場：126台、第九駐車場：未使用）

(変更後) 650台（第二駐車場：73台、第九駐車場：53台）

イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 23か所（第一駐車場：1か所、第九駐車場：未使用）

(変更後) 25か所（第一駐車場：2か所、第九駐車場：1か所）

(4) 変更の年月日

平成29年8月1日

ただし、(3)イの、第一駐車場の自動車の出入口1か所増加については、平成26年7月15日

2 届出年月日

平成29年6月26日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

浜田市産業経済部産業政策課（浜田市殿町1番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
 - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
 - エ 意見の内容
 - オ 意見を述べる理由
- (3) その他
- 意見書に記載する氏名は、自署によること。

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成29年7月7日

島根県立中央病院 病院長 小 阪 真 二

- 1 役務の名称及び数量
島根県立中央病院統合情報システム機器・機能更新業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県立中央病院事務局情報システム課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成29年5月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社山陰支社 支社長 竹岡 ゆかり 松江市学園南二丁目10番14号
- 5 随意契約に係る契約金額
161,838,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成29年7月7日

島根県警察本部長 米 村 猛

- 1 件名及び数量
車両捜査支援システム賃貸借契約 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1
- 3 落札者を決定した日

平成29年6月6日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C 営業本部長 村上 春生 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

5 落札金額

396,174,240円（消費税及び地方消費税含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成29年3月21日

雑 報

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第31条の2の規定により、島根県知事の委任に係る平成29年度高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験を次のとおり実施するので、高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則（昭和41年通商産業省令第54号）第11条第2項の規定により公示する。

平成29年7月7日

高圧ガス保安協会会長 市 川 祐 三

1 試験の種類

乙種化学責任者試験

乙種機械責任者試験

丙種化学責任者試験（液石）

丙種化学責任者試験（特別）

第二種冷凍機械責任者試験

第三種冷凍機械責任者試験

第一種販売主任者試験

第二種販売主任者試験

2 試験日時

平成29年11月12日（日）午前9時30分

3 試験地

松江市及び江津市

4 受験資格

年齢、学歴及び経験に関係なく誰でも受験できる。

5 合格基準

合格基準点は、各科目とも満点の60パーセント程度とする。

6 受験願書（案内）の常置場所

(1) 電子配布

平成29年7月10日（月）から高圧ガス保安協会のホームページ（<http://www.khk.or.jp>）掲載

(2) 書面配布

平成29年7月10日（月）から次の試験事務所で無料配布する。

〒690-0886 松江市母衣町55番地4 商工会館7F

一般社団法人島根県LPガス協会内 島根県試験事務所

電話番号0852-21-9716 F A X 番号0852-27-8050

(受験願書等の受験に必要な書類を郵便により求める場合には、当該事務所に照会のこと。この場合、送料は、受験者負担とする。)

7 受験願書受付期間及び受付方法

(1) 電子受付

平成29年8月21日(月)午前10時から同年9月1日(金)午後5時まで高圧ガス保安協会ホームページ(<http://www.khk.or.jp>)で受け付ける。

受付期間中、24時間受け付ける。

(2) 書面受付

平成29年8月21日(月)から同年9月1日(金)まで島根県試験事務所で、郵送又は直接受け付ける。(受付時間:午前8時30分から午後5時15分まで。土日祝日を除く。)

郵送による場合は、平成29年9月1日(金)までの消印があるもの(料金別納郵便、料金後納郵便、メール宅配便等それに類似するもの)にあつては、平成29年9月1日(金)までに到着したものに限り受け付ける。ただし、全科目免除に該当する者は、試験の種類に関係なく全て高圧ガス保安協会試験センターに提出すること。

8 受験手数料

試験の種類	受験手数料	
	電子受付	書面受付
乙種化学責任者試験、乙種機械責任者試験及び第二種冷凍機械責任者試験	8,500円	9,000円
丙種化学責任者及び第三種冷凍機械責任者試験	7,900円	8,400円
第一種販売主任者試験	7,100円	7,600円
第二種販売主任者試験	5,500円	6,000円

9 受験上の注意

試験当日、受験票に所定の写真を貼付の上、持参すること。受験票を持参しなかった場合又は受験票に写真を貼付していない場合は、受験できないものとする。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第38条の6第1項の規定により、島根県知事の委任に係る平成29年度液化石油ガス設備士試験を次のとおり実施するので、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成9年通商産業省令第11号)第104条第5項の規定により公示する。

平成29年7月7日

高圧ガス保安協会会長 市川 祐三

1 試験の種類

液化石油ガス設備士試験

2 試験日時

筆記試験 平成29年11月12日(日) 午前9時30分

技能試験 平成29年12月3日(日) 液化石油ガス設備士技能試験受験票の技能試験日時欄に記載された時間

3 試験地

筆記試験 松江市及び江津市

技能試験 液化石油ガス設備士技能試験受験票の技能試験会場欄に記載された場所

4 受験資格

年齢、学歴及び経験に関係なく誰でも受験できる。

5 合格基準

合格基準点は、筆記（各科目）・技能試験とも、それぞれ満点の60パーセント程度とする。

6 受験願書（案内）の常置場所

(1) 電子配布

平成29年7月10日（月）から高圧ガス保安協会のホームページ（<http://www.khk.or.jp>）掲載

(2) 書面配布

平成29年7月10日（月）から次の試験事務所で無料配布する。

〒690-0886 松江市母衣町55番地4 商工会館7F

一般社団法人島根県LPガス協会内 島根県試験事務所

電話番号0852-21-9716 FAX番号0852-27-8050

（受験願書等の受験に必要な書類を郵便により求める場合には、当該事務所に照会のこと。この場合、送料は、受験者負担とする。）

7 受験願書受付期間及び受付方法

(1) 電子受付

平成29年8月21日（月）午前10時から同年9月1日（金）午後5時まで高圧ガス保安協会ホームページ（<http://www.khk.or.jp>）で受け付ける。

受付期間中、24時間受け付ける。

(2) 書面受付

平成29年8月21日（月）から同年9月1日（金）まで島根県試験事務所で、郵送又は直接受け付ける。（受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで。土日祝日を除く。）

郵送による場合は、平成29年9月1日（金）までの消印があるもの（料金別納郵便、料金後納郵便、メール宅配便等それに類似するものにあつては、平成29年9月1日（金）までに到着したもの）に限り受け付ける。

8 受験手数料

(1) 電子受付 20,200円

(2) 書面受付 20,700円

9 受験上の注意

試験当日、受験票に所定の写真を貼付の上、持参すること。受験票を持参しなかった場合又は受験票に写真を貼付していない場合は、受験できないものとする。